

その活動に、10万円。*



調布のボランティア・市民活動を「資金」と「つながり」で助成する

えんがわファンド (令和7年度募集要項)

市民活動支援センターは、「市民参画による住み続けたいまちづくり」「未来に希望の持てる社会の実現」を運営方針に、NPOやボランティアなど市民主体の活動を推進するための拠点です。

市民活動に関する情報の収集・提供、各種相談、活動スペースの提供、講座・研修会の開催、交流事業などを行っています。



<申込み・問合せ先>

調布市市民プラザあくろす 市民活動支援センター

調布市国領町 2-5-15 コクティ-2階

TEL : 042-443-1220 E-mail : npo-center@ccsw.or.jp

* 1団体に対する助成金額の上限(原則)です。

令和7年度 市民活動助成事業「えんがわファンド」募集要項

1 目的

「調布のまちがより豊かになる」ことを目指して、幅広い分野のボランティア・市民活動及び児童・生徒の体験活動を支援することを目的とします。また、本助成事業を通して、団体同士、市民活動支援センター（以下センターという）と市民活動団体が相互に交流し、協力しあう関係構築を目指しています。

2 対象

金銭的な支援のみでなく、センターのサポートや地域、市民とのつながりを継続的に必要とする団体で、以下のいずれかの要件を満たしている団体。

- (1) 調布市内で活動するボランティアグループ・市民活動団体（任意団体もしくはNPO法人等）
- (2) 市内小中高等学校（生徒会やPTA等、学校を拠点に活動する団体も可）

3 対象となる事業内容

- (1) まちづくり、福祉、社会教育、環境、災害、国際協力などの公益的活動
- (2) 活動を通して、社会によい効果をもたらすと同時に、活動者自身の学びになるもの
※ただし、営利・宗教・政治を目的とする活動は対象になりません。
※同一事業への助成は3年までです。

4 対象となる経費

事業の目標を達成するためにかかる経費

経費の制限は特にない（人件費や家賃等も可）ですが、以下の経費は対象となりません。

【対象とならない経費】

- ・ センターが提供するサービスの会費・利用料（サポーター、電話代行サービス、出前講座など）及び主催する講座・イベントの参加費
- ・ 学校の場合、児童・生徒の体験活動に直接関係のない経費（関係者の昼食費など）

5 助成金額

各団体に対する助成金額は、**10万円を上限**とします。

6 助成対象期間

令和7年4月1日（火）～令和8年1月31日（土）

※この対象期間外に支払われている経費については、助成の対象になりません。

※上記対象期間内であれば、既に支払った経費も遡って充当を認める場合があります。

7 申請方法

本要項を確認の上、申請を希望する団体は、以下の内容をご確認のうえ、ご応募ください。

- ① 相談期間内にセンターへ助成について相談を行ってください。
- ② その後、センター指定の申請書に必要な事項を記入の上、提出ください。
- ③ 提出方法は、メール、郵送または、センターへご持参ください。
- ④ 申請書のほか、活動の様子がわかる写真や積算根拠のわかる資料を提出してください。

※法人格を有する団体は、前述の書類に加え定款、決算書、事業計画書の写しを提出してください。

※なお、提出いただいた書類は、返却できません。あらかじめご了承ください。

8 相談期間

令和7年4月1日(火)～4月30日(水)

※相談は、原則、月曜日～土曜日の9時～17時の間で行います。応募を検討される場合は、早めにご連絡いただき、相談日時の調整を行ってください。

※なお、21日(月)休館、29日(火)祝日は除きます。

9 応募期間

令和7年5月1日(木)午前9時～5月15日(木)17時 必着

10 選考方法

応募書類による審査と公開プレゼンテーションを行い、選考委員会にて助成団体及び助成金額を決定します。

11 公開プレゼンテーション

令和7年6月7日(土)13時～18時 @市民プラザあくろす3階ホール

※発表時間は1団体につき、10分を目安としています。

※応募団体の数に応じて、時間を変更させていただく場合がございます。

12 選考基準

- (1) 公益性 社会的に意義があり、活動の効果や成果を市民が享受できるものか
- (2) 地域性 地域に根ざした活動で、広がりが期待できるものか
- (3) 継続性 一過性のものではなく継続的に活動が行われ、発展が望めるものか
- (4) 共感性 ミッションや課題、活動の目的が市民の共感を得られるものか
- (5) 先駆性 これまでにない新しい発想や視点、内容、方向性があるものか
- (6) 緊急性 至急取り組まなければならない課題に対するものか

13 助成の決定

選考結果は採否に関わらず、令和7年6月20日(金)までに代表者様宛に文書で通知します。

※助成団体名、事業内容、助成金額はセンターホームページ及び広報紙等で公開します。

14 助成金の交付方法

助成が決定した団体には、令和7年7月末日までに指定の口座へ振込にて交付します。

15 助成対象事業における「えんがわファンド」の名称掲載

助成を受けた団体は、対象事業で作成した広報物、購入した備品等に「調布市市民活動支援センターえんがわファンドの助成を受けました」旨の文言を明記下さい。

16 活動現場訪問の受入

助成を受けた団体は、助成対象期間中にセンター運営委員及び選考委員、サポーター会員、スタッフによる活動現場訪問を受け入れていただく場合があります。(訪問日時については事前に調整します)。

17 広報活動への協力

調布市市民放送局による「市民活動のススメ」へのインタビュー出演やセンター広報誌、ホームペ

ージといった各種広報物を通じて、紹介をさせていただきます。

18 「ちょうふチャリティーウォーク」「えんがわファンド交流会」への参加

助成を受けた団体は、当ファンドの活動原資となる寄付を募るチャリティーイベント「ちょうふチャリティーウォーク」へ協力していただきます。また、各助成団体の成果発表並びに助成団体等の交流を目的とした「えんがわファンド交流会」に参加していただきます。

19 広報誌による助成報告

助成を受けた団体は、センター広報誌内を通じて、活動の紹介・成果報告などを通じ、えんがわファンドの普及・啓発に協力していただきます。

20 助成事業実施報告書の提出

対象事業が終了次第、速やかに実施報告書及び証憑類（領収証・レシート等、金額及び内容がわかるもの）を提出（提出期限：令和8年2月末日）していただきます。

21 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。

- (1) 助成の活動を実施した結果、申請時の見積り金額よりも安価に実施できたとき
- (2) 偽りその他不正な手段により、助成金の給付を受けたことが判明したとき
- (3) 助成金を、対象活動以外、または対象経費以外に使用したとき
- (4) 助成の活動を中止、もしくは完了できなかったとき
- (5) 実施報告書の提出がないとき

22 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護方針に基づき、当助成事業の応募を通じて皆様からお預かりする個人情報は、厳重に取り扱い、当助成事業の運営にのみ使用します。個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはありません。

